

信号に従うこと



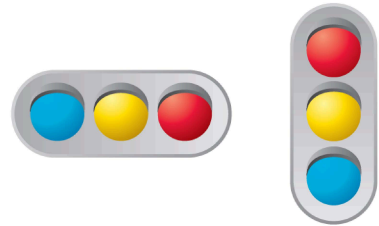
1 信号の種類と意味 (法4・6・7、令2・4・5)

1 信号機の信号

1 信号機の信号の種類と意味

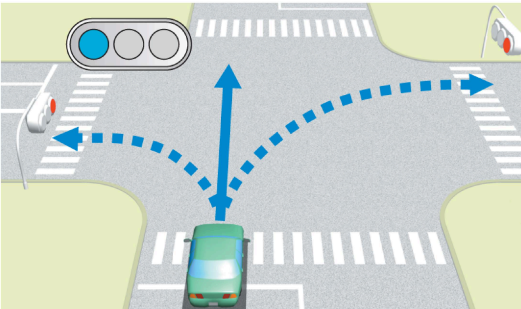
信号機の信号に従って通行しなければなりません。信号機の信号の種類とその意味は、次のとおりです。

なお、信号機には、よこ型とたて型があります。

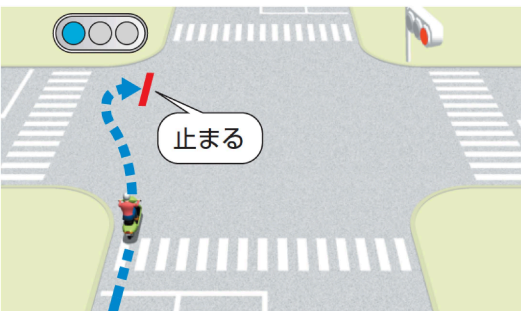


信号の種類

青色の灯火



二段階の右折方法で右折する原付車と軽車両の右折の場合



止まる



正面の信号が青になってから進む

信号の意味

① 歩行者	進むことができます。
② 軽車両以外の車や路面電車	直進し、左折し、右折することができます。ただし、二段階の右折方法により右折する原動機付自転車は、右折する地点まで直進し、その地点で向きを変えることまでできます。
③ 軽車両(自転車、荷車など)	直進し、左折することができます。右折するときは、右折する地点まで直進し、その地点で向きを変え、進むべき方向の信号が青になるのを待ちます。(青色の灯火の矢印の場合を除く。)

「車」とは、

自動車、原動機付自転車、軽車両(自転車や荷車など)、トロリーバスをいいます。

Keyword

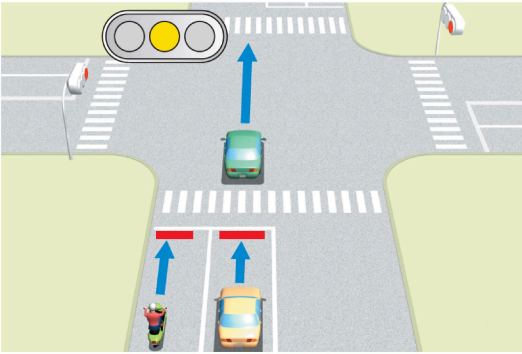
注!

「二段階の右折方法により右折する原動機付自転車」とは、

- ① 道路標識等によって右折方法が指定されている道路の交差点
 - ② 道路の左側部分(一方通行の道路にあってはその道路)に3以上の車両通行帯がある道路(多通行帯道路)の交通整理の行われている交差点
- を通行する原動機付自転車をいいます。

信号の種類

黄色の灯火



信号の意味

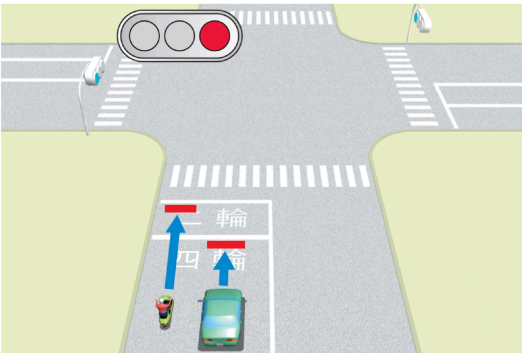
- ① 歩行者 横断をはじめてはいけません。横断中の者は、速やかに横断を終わるか、横断をやめて引き返さなければなりません。
- ② 車や路面電車 停止位置から先へ進んではいけません。しかし、黄色の灯火に変わったときに停止位置に近づいていて、安全に停止することができない場合は、そのまま進むことができます。

注!

「安全に停止することができない場合」とは、

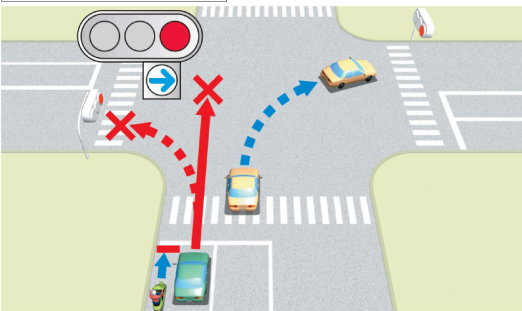
- ① 急停止することにより、後車から追突されるおそれのあるとき
② 急停止しても交差点の中に入り、ほかの車の進路妨害のおそれがあるとき
などをいいます。

赤色の灯火



- ① 歩行者 横断してはいけません。
- ② 車や路面電車 停止位置を越えて進んではいけません。
- ③ 交差点で既に左折している車や路面電車 左折方向の信号が赤でもそのまま進むことができます。
- ④ 交差点で既に右折している車や路面電車 右折方向の信号が赤でもそのまま進むことができます。この場合、その車や路面電車は、青色の灯火に従って進んで来る車や路面電車の進行を妨げてはいけません。ただし、軽車両や二段階の右折方法により右折する原動機付自転車は、右折方向の信号が赤のときは、その右折している地点で停止していなければなりません。

青色の灯火の矢印

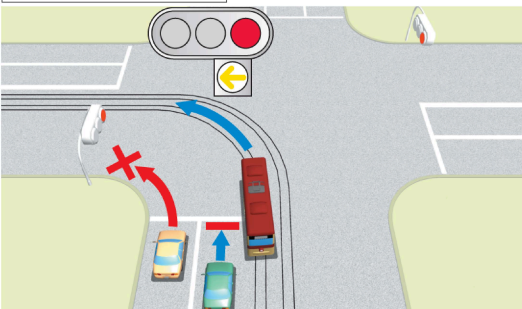


- 車 黄色の灯火や赤色の灯火の信号であっても矢印の方向に進むことができます（右向きの矢印の場合は、転回することもできます）。しかし、右折の矢印の場合には、軽車両や二段階の右折方法により右折する原動機付自転車は進むことができません。

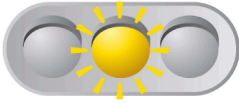

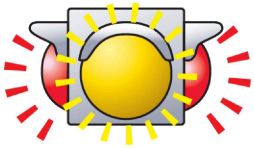


矢印の灯火には、直進、左折もあり、青色の矢印だけで、青信号を表示しない信号機もあります。

黄色の灯火の矢印



- 路面電車 黄色の灯火や赤色の灯火の信号であっても矢印の方向に進むことができます。黄色の灯火の矢印の信号は、路面電車に対する信号ですので、歩行者や車は、進んではいけません。

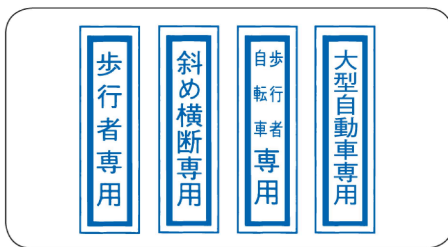
信号の種類	信号の意味
黄色の灯火の点滅 	歩行者、車や路面電車 他の交通に注意して進むことができます。
赤色の灯火の点滅 	① 歩行者 ② 車や路面電車 他の交通に注意して進むことができます。 停止位置で一時停止しなければなりません。一時停止のあと安全であれば進むことができます。
一灯式の灯火の点滅 	黄色点滅 歩行者、車や路面電車 他の交通に注意して進むことができます。 赤色点滅 ① 歩行者 ② 車や路面電車 他の交通に注意して進むことができます。 停止位置で一時停止しなければなりません。一時停止のあと安全確認をしたのちに進むことができます。

2 特定の交通に対する信号

信号機には、信号の記号、標示板により、対象を特定しているものがあります。対象が特定されているときは、その特定された信号に従わなければなりません。

- ① 人の形の記号のある信号は、歩行者と横断歩道を進行する普通自転車に対するものですが、その他の自転車もその信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されている場合は、その信号機の信号に従わなければなりません。
- ② 「バス専用」などの標示板のある信号機の信号は、その示されている車を対象としています。

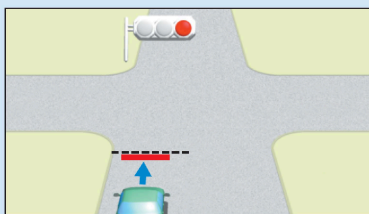
●特定の交通に対する信号機の標示板



●人の形の記号のある信号（歩行者用信号）の種類と意味

青色の灯火	 <ul style="list-style-type: none"> 歩行者は、進むことができます。 自転車は、直進し、左折することができます。右折するときは、右折する地点まで直進し、その地点で向きを変えることまでできます。
青色の灯火の点滅	 <ul style="list-style-type: none"> 歩行者は、横断を始めてはいけません。横断中の者は、速やかに横断を終わるか、横断をやめて引き返さなければなりません。 自転車は、道路の横断を始めてはいけません。
赤色の灯火	 <ul style="list-style-type: none"> 歩行者は、横断してはいけません。 横断歩道を進行しようとする自転車は、横断を始め又は停止位置を越えて進行してはいけません。

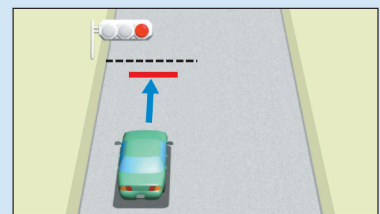
「停止位置」とは、停止線のあるところでは、停止線の直前をいい、ないところでは、次の位置をいいます。



交差点では、その直前（交差点のすぐ近くに横断歩道や自転車横断帯があるところでは、その直前）



交差点以外で、横断歩道や自転車横断帯や踏切があるところでは、その直前



交差点以外で、横断歩道も自転車横断帯も踏切もないところに信号機があるときは、信号機の直前（信号の見える位置）

Keyword

2 警察官、交通巡視員による信号

警察官や交通巡視員が手信号や灯火による信号により交通整理を行っている場合は、この手信号や灯火による信号に従わなければなりません。

警察官や交通巡視員の手信号や灯火による信号が、信号機の信号と違っていても、その警察官や交通巡視員の手信号などの方が優先します。

Keyword

「交通巡視員」とは、

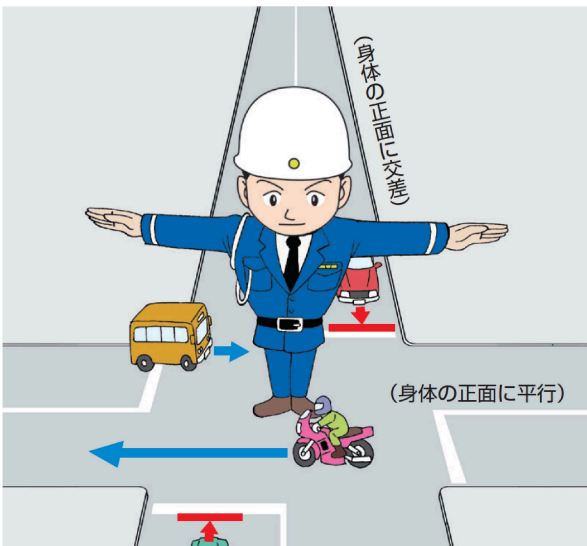
歩行者又は自転車の通行の安全の確保、停車又は駐車規制の励行及びその他道路における交通の安全と円滑に係る指導を行う警察職員をいいます。

1 手信号

(図中の矢印の色は、信号の灯火の色と同じです。)

手信号の種類

腕を横に水平に上げているとき(身体の方向を変えないで腕を下ろしているときも同じです。)



手信号の意味

- (1) 警察官、交通巡視員の身体の正面に平行する交通については、信号機の青色の灯火の信号と同じ意味です。
- (2) 前記以外の交通については、信号機の赤色の灯火の信号と同じ意味です。

腕を垂直に上げているとき(横に水平に上げた腕を垂直に上げるまでの間と、垂直に上げた腕を水平に戻すまでの間も同じです。)

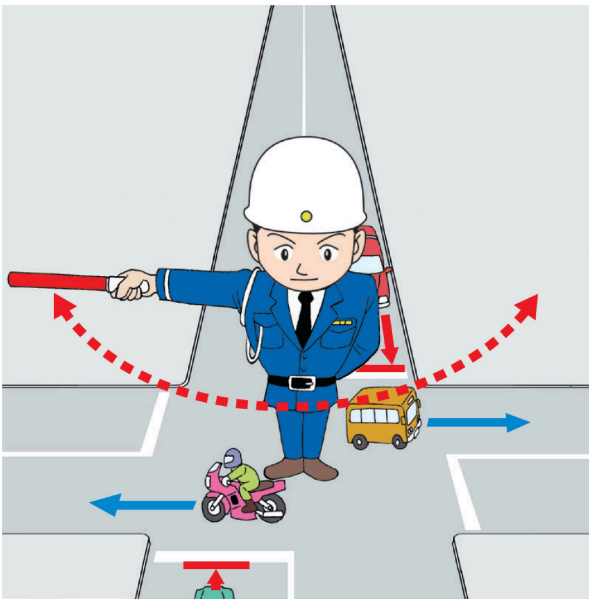


- (1) 警察官、交通巡視員の身体の正面に平行する交通については、信号機の黄色の灯火の信号と同じ意味です。
- (2) 前記以外の交通については、信号機の赤色の灯火の信号と同じ意味です。

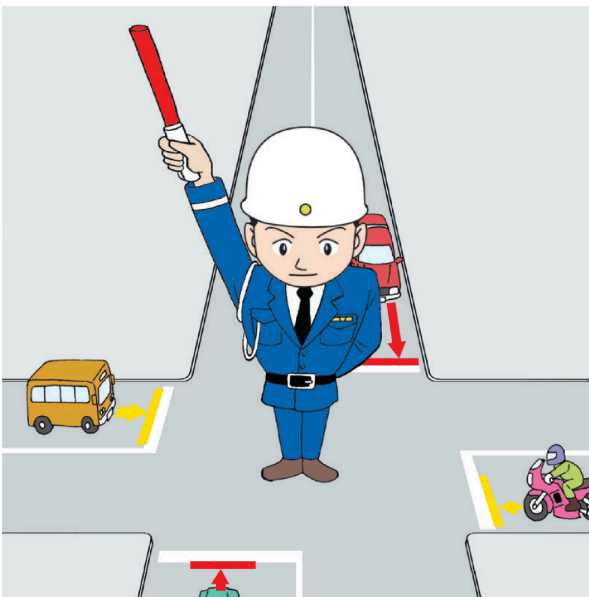
2 灯火による信号

灯火による信号の種類

灯火を横に振っているとき



灯火を頭上に上げているとき



灯火による信号の意味

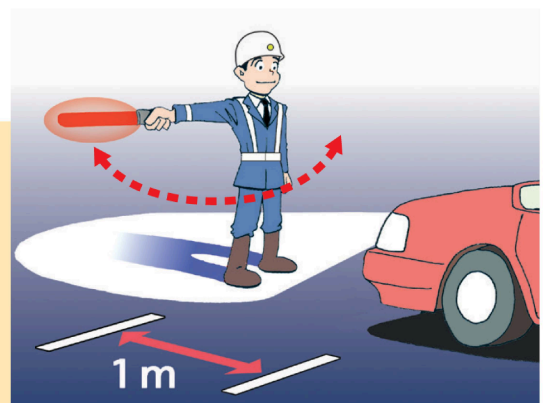
- (1) 灯火が振られている方向に進行する交通については、信号機の青色の灯火の信号と同じ意味です。
- (2) 前記以外の交通については、信号機の赤色の灯火の信号と同じ意味です。

- (1) 頭上に上げる前の灯火が振られていた方向に進行する交通については、信号機の黄色の灯火の信号と同じ意味です。
- (2) 前記以外の交通については、信号機の赤色の灯火の信号と同じ意味です。

備考

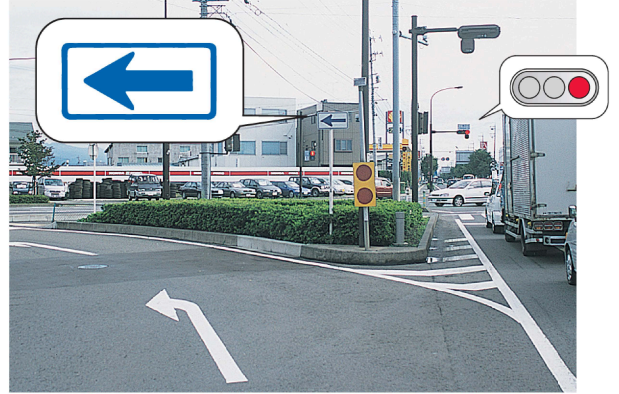
「警察官、交通巡視員の手信号又は灯火による信号の停止位置」

交差点以外で、横断歩道も自転車横断帯も踏切もないところで手信号又は灯火による信号をしているときの停止位置は、その警察官、交通巡視員の1メートル手前です。そのほかの場所で灯火による信号をしているときの停止位置は、信号機の場合と同じです。



③ 左折可

道路の左端や信号機に、白地に青の左向きの矢印の「左折可」の標示板があるときは、車は、前方の信号が赤や黄であっても（警察官などがこれと同じ意味の手信号などをしていても）、**歩行者などまわりの交通に注意しながら左折**できます。この場合、信号機の信号に従って横断している歩行者や自転車の通行を妨げてはいけません。

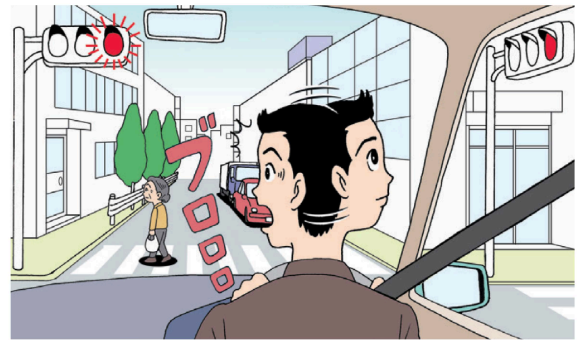


② 信号に対する注意

信号機の信号は、**前方の信号**を見るようにしましょう。

信号や交差点には、いろいろな種類があります。状況にあった方法で通行するようにしましょう。

- ① 信号待ちをしていて、交差する側の信号が変わったのを見て、前方の信号が青になるのをみこして発進（**みきり発進**）することは危険です。



- ② 前方の信号が青になって発進する場合でも、横断歩道や自転車横断帯をわたりきっていない歩行者（**残存歩行者**）などや、急に飛び出してまだわたろうとする歩行者などがいることもありますので、十分注意して発進しなくてはなりません。



- ③ 横の信号が赤であっても、前方の信号が青であるとは限りません。例えば、全方向が一時的に赤になる信号や、**時差式信号機**のように特定方向の信号が赤に変わる時間をずらせているものもあります。

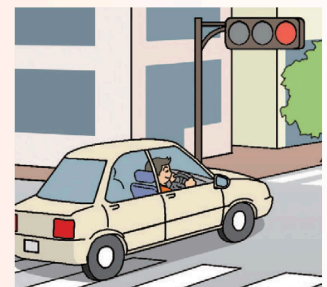
セーフティエチケット

信号機

信号は歩行者、車などの安全を守るためにあります。

子どものころから信号機の赤色は「止まれ」、青色は「進め」と習っているはずなのに、赤信号で交差点に進入し、関係のない人を巻き込んで事故を起こす人がいます。

また、事故を起こさなくても、信号待ちしている子どもの前を赤信号で平気で横切っていく車があります。「信号を守る」という簡単な交通ルールを守れない大人を、子どもたちはしっかりみているのを忘れてはいけません。



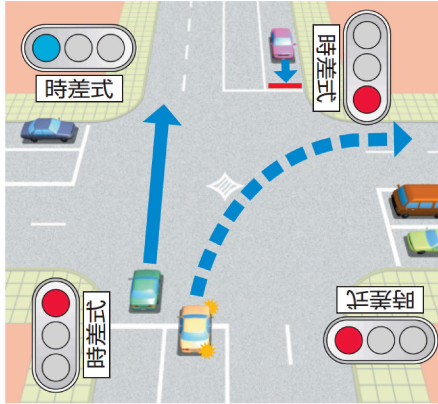
Research

より深く...

「信号や交差点の種類」

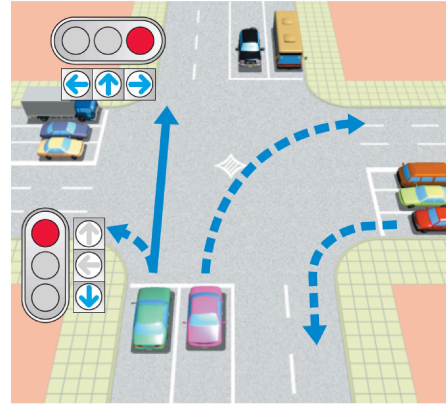
時差式信号

特定の方向の信号機が赤になる時間をずらしてある信号機



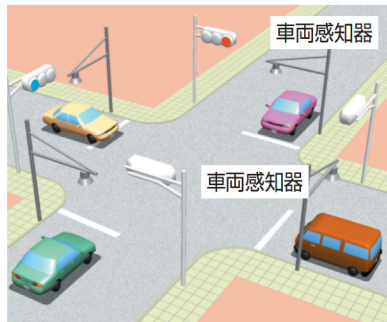
セバレート信号

青の矢印信号だけを組み合わせ表示している信号機



感应式信号

道路に設けた感知器により車を感じ、自動的に青信号の時間を調節する信号機



歩車分離式信号

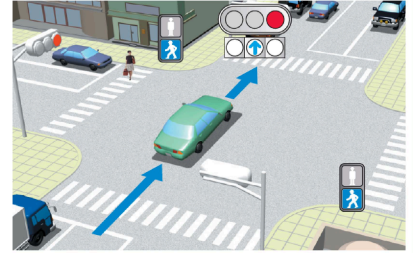
歩行者や自転車と車の流れを完全に分離する信号機

スクランブル方式



車に対してすべての信号を赤にして、歩行者等が自由な方向へ横断できる。

右左折車両分離式



歩行者や自転車の横断中は、右左折車を進行させないようにする。



ためしてみよう! OX問題

正しいと判断したときは○の欄、まちがっている
と判断したときは×の欄に✓印をつけてください。

- 問1 前方の信号が黄色のときは、一時停止して進行しなければならない。
- 問2 交差点以外で横断歩道や踏切などのないところで、警察官が両腕を水平に上げているときの対面する車の停止位置は、その警察官の手前1メートルのところである。
- 問3 交通巡視員は、警察官ではないからその手信号に従わなくてもよい。
- 問4 信号待ちで停止しているとき、横の信号が赤に変わったので直ちに発進した。
- 問5 信号待ちのため交差点の手前で停止しているとき前方の信号が青色に変わったらすぐ発進しなければならない。

○	×
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

▶解答と解説は、128 ページにあります。◀